

## 銚田・大洗広域事務組合議会公印規程

令和3年4月22日議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 銚田・大洗広域事務組合議会の公印については、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(公印の定義)

第2条 この規程において「公印」とは、庁名又は職名をもって発する公文書に使用する印章をいう。

(公印の種類等)

第3条 公印の種類、名称、ひな形、寸法及び保管者は、別表のとおりとする。

(公印の保管)

第4条 公印は、厳正に取り扱い、使用しない場合は、堅ろうな容器に納め、これを保管者が責任をもって保管しなければならない。

2 公印は、特に保管者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の登録)

第5条 保管者は、公印台帳（別記様式）を備え、公印を登録しておかなければならない。

(公印の調製、改刻及び廃棄の承認)

第6条 公印の調整、改刻又は廃棄は、保管者が議長の決裁を受けて行う。

(公印の事故)

第7条 保管者は、公印に盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、直ちに必要な措置を講じ、議長に報告しなければならない。

(公印の使用)

第8条 公印を使用するときは、保管者に決裁文書を提示し、その承認を受けなければならない。

(公印の印刷)

第9条 公印は、特に必要があると認めるときは、その印影を印刷することができる。この場合において、保管者は、そのつど議長の承認を受けるものとする。

2 前項の規定による印影の原版は、保管者が保管するものとする。

附 則

この訓令は、令和3年4月22日から施行する。

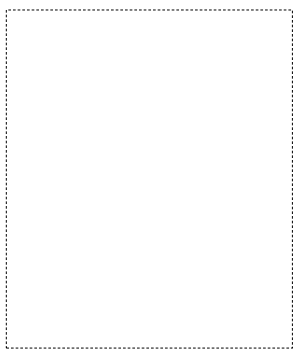
別表（第3条関係）

1 議会	2 議長
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                 鉾田・大洗                  広域事務                  組合議会                  之印             </div> <p style="text-align: center;">18mm</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                 鉾田・大洗                  広域事務                  組合議会議                  長之印             </div> <p style="text-align: center;">18mm</p>
3 副議長	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                 鉾田・大洗                  広域事務                  組合議会副                  議長之印             </div> <p style="text-align: center;">18mm</p>	

番号	公印の名称	書体	寸法	使用範囲	保管者
1	鉾田・大洗広域事務 組合議会之印	古印体	方 18mm	議会名をもって する文書	書記長
2	鉾田・大洗広域事務 組合議会議長之印	古印体	方 18mm	議長名をもって する文書	書記長
3	鉾田・大洗広域事務 組合議会副議長之印	古印体	方 18mm	副議長名をもっ てする文書	書記長

別記様式（第5条関係）

公 印 台 帳

公 印 名			書 体	
			寸 法	
使用開始	年 月 日		廃 止	年 月 日
			理 由	磨滅、職制変更、その他
保 管 者		年 月 日から 年 月 日まで	印 影	 年 月 日押印
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
摘 要				